

反映状況票

(単位:百万円)

| 府省名 | 調査事案名 | 調査主体 | 取りまとめ財務局 | 4年度予算額 | 5年度予算案 | 増▲減額 | 反映額 |
|-------|--|------|----------|--------|---------|-------|-----|
| 厚生労働省 | (19) 高額医療費負担金 | 本省 | — | 92,049 | 101,081 | 9,032 | — |
| 事案の概要 | 高額な医療費（1件80万円超）が発生した場合の国民健康保険財政の影響を緩和するため、「国民健康保険法」第70条第3項に基づき、高額医療費負担金として、国と都道府県が高額医療費負担対象額の1/4ずつを負担している。 | | | | | | |

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 現行法に規定された国保医療給付費に占める高額医療費負担対象額の割合の増加や都道府県化による国保財政の安定化を踏まえ、平成18年度の割合を大きく下回るよう、対象となるレセプトの金額基準の引上げを速やかに実施し、予算規模を大幅に縮減すべきである。
- 現在、取組を進めている保険料水準の統一により、高額医療費による影響は完全に排除されることとなる。達成時期を区切るなど、統一に向けた取組を加速化すべきであるが、依然統一されていない都道府県においても、納付金の算定に当たって3年平均の医療費が使用されていることや、高額医療費の共同負担を可能としていることなどから、高額医療費による影響を最小限に抑えることができる。
- 高額医療費負担金が果たす機能は現時点においても極めて限定的であり、いずれその役割を終えることは明らかである。国保運営の予見可能性を高めるためにも、廃止に向けた道筋を工程化すべきである。

反映の内容等

- 厚生労働省において、昨年11月、高額医療費負担金の在り方について地方団体と議論。令和5年度予算に係る大臣折衝において、予算執行調査の結果を踏まえ、今後、必要な対応を行うことを合意した。